

届出書作成にあたっての参考事項

以下、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 22 条の届出を作成される際の参考としてください。

1 一般的事項

- (1) 獣医師法施行規則(昭和 24 年農林省令第 93 号)第 13 条に規定する届出書(第 6 号様式)により作成してください。
- (2) 届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所(住民票)のある方です。
- (3) 作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入漏れのないようにしてください。
- (4) 文字は、黒又は青インクを用いて、楷書で明確に記入してください。
- (5) 誤記の訂正は、2 本の横線を引いて消し、余白を用いて正しく記入してください。

2 個別事項

- (1) 届出年月日欄には、忘れずに「令和 8 年 12 月 31 日現在」と記入してください。
- (2) 本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、戸籍上の都道府県名(日本国籍を有しない方はその国籍)及び氏名を記載してください。なお、獣医師免許証に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により現在の戸籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第 3 条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請(第 2 号様式)が必要です(詳細は農林水産省のウェブサイト(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html>))を参照してください。
- (3) 登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載してください。
獣医師免許証の再交付又は登録事項の変更による書換交付を受けた方は、獣医師免許証裏面に登録年月日が記載されています。それ以外の方は獣医師免許証表面の登録年月日を記載してください。
- (4) 現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号(番地)まで記入してください。
- (5) 主たる職業欄は最も該当するものを 1 つずつチェックをしてください。
- (6) 業務の内容欄のうち 1 から 4 の診療の業務のいずれかをチェックをした方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合は、勤務先欄の 01 の診療施設をチェックをしてください。なお、製薬会社や飼料会社の診療施設勤務者は勤務先欄の 11 をチェックしてください。
- (7) 業務の内容欄の「その他」をチェックをした方は、勤務先の名称欄に勤務先の名称のほか、その職業内容として、「自営業で酪農業を経営」などと記載してください。

獣医師法第22条に基づく届出に関するQ & A

Q 1. 届出を行わなかった場合、どうなりますか。

A 1. 本届出は、獣医師法上の義務であり、不履行の場合は法第8条第2項第3号により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消される場合があります。また、1月末日の期限経過後は届出できませんので特に注意してください。

Q 2. どこに提出したら良いですか。

A 2. 紙での届出の場合、お住まいの都道府県知事を経由して農林水産大臣に届け出ることとなっております。

提出先は、都道府県のHPでご確認いただくか、都道府県の畜産主務課または最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせください。

(注意) 勤務地や、出生地、出身大学の所在する都道府県ではありません。

Q 3. 「(9)業務の種類」の『Ⅰ産業動物診療』の『v その他』の対象動物とは何ですか。

A 3. めん羊、山羊またはうずらです。

Q 4. 「(9)業務の種類」の『Ⅱ小動物診療』の『iii 小鳥』の対象鳥とは何ですか。

A 4. オウム科全種（インコ、オオバタン、ヨウム等）、カエデチョウ科全種（ブンチョウ、ジュウシマツ等）、アトリ科全種（カナリア、マヒワ等）です。

Q 5. 「(9)業務の種類」の『ⅢⅠ及びⅡ以外の診療』の対象動物は何ですか。

A 5. 『Ⅰ』及び『Ⅱ』以外の哺乳類（兎、フェレット等）や鳥類（ハト等）のほか、爬虫類、両生類、魚類等です。

Q 6. 「(9)業務の種類」の『Ⅴ獣医学上の知識を必要としない業務』とは何ですか。

A 6. 獣医事に関係しない学校勤務（担当課目が理科や高校農業である場合を除く）や自らは診療を一切行わない動物病院経営者、ペットショップの経営者等です。

Q 7. 産業動物診療（主として牛）と小動物診療（主として犬）を業務としており、主たる業務は産業動物診療です。なお、個人診療施設に雇用されています。どう記載したらよいですか。

A 7. 「(9)業務の種類」は『Ⅰ』及び『i』、「(10)業務の内容」は『2』、「(11)勤務先」は『01』を選択してください。

Q 8. 株式会社（有限会社・社団法人・財団法人）の経営する診療施設で働いています。「勤務先」欄は『11 (12)』ですか。

A 8. 従前から“診療施設”に区分していますので、『01』を選択してください。『11』、『12』に該当するのは、これらの形態をとる法人であって、診療施設以外の場合です。（製薬会社など）

Q 9. 県の農林畜産部局に所属していますが、家畜衛生関係業務と環境関係の業務を担当してい

ます。どう記載したらよいですか。

A 9. 「(9)業務の種類」は『Ⅳ』を選択し、主たる業務の内容を選択してください。

Q10. 12 月 31 日時点では、県庁から独立行政法人の畜産試験場に出向中です。「(11)勤務先」は『07 独立行政法人』を選択すればよいですか。

A10. 貴見のとおり、12 月 31 日現在の勤務先『07 独立行政法人』を選択してください。

Q11. 「(11)勤務先」の『a. 本庁等』の“等”は何ですか。また、『c. 家畜保健衛生所等』、『d. 保健所等』、『e. 食肉衛生検査所等』の“等”はそれぞれ何ですか。

A11. 本庁等は、都道府県庁本庁のほか、〇〇地方振興局農業普及センターといった地域振興事務所です。ただし、地域振興事務所と家畜保健衛生所を兼任されている場合、本庁等ではなく、家畜保健衛生所等を選択してください。

家畜保健衛生所等は、家畜保健衛生所のほか、畜産試験場や家畜衛生研究所、家畜病性鑑定所です。

保健所等は、保健所のほか、衛生研究所や保健福祉事務所、健康福祉環境事務所です。地方振興事務所と保健所を兼任されている場合、本庁等ではなく、保健所等を選択してください。

食肉衛生検査所等は、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所等です。

※ 畜産試験場は「業務の内容」は『6 試験研究に従事(大学勤務を除く。)]を選択してください。

Q12. 獣医系大学の大学院生（または科目等履修生）です。どう記載したらよいですか。

A12. 「(9)業務の種類」は『Ⅵ』及び『i』を選択してください。紙での届出の場合は、「(12)勤務先の名称」へ“〇〇大学に大学院生として所属”などと記載してください。

Q13. 私は獣医系大学以外の学生です。どう記載したらよいですか。

A13. 「(9)業務の種類」は『Ⅵ』及び『ii』を選択してください。紙での届出の場合は、「(12)勤務先の名称」へ“〇〇大学〇〇学部に大学生として所属”などと記載してください。

Q14. 獣医系大学付属の動物病院で獣医師として勤務しています。どう記載したらよいですか。

A14. 「(9)業務の種類」は『Ⅰ』又は『Ⅱ』、「(10)業務の内容」は『8』、「(11)勤務先」は、『08 国公立大学法人』、『09 私立学校』のいずれかを選択してください。また、「(12)勤務先の名称」に勤務先の名称のほか、“獣医師として勤務”と記載してください。

Q15. 特例民法法人に所属しています。「(11)勤務先の名称」は『12 公益法人、一般社団法人等』を選択すればよいですか。

A15. 貴見のとおりです。

Q16. 認定小規模施設（年間 30 万羽以下）の食鳥処理場の検査員です。どう記載したらよいです

か。

A16. 「(10)業務の内容」は『10』及び『ウ』を選択してください。勤務先に関する入力欄だけでは、食鳥検査員であることがわかりにくい場合は「(12)勤務先の名称」に勤務先の名称のほか、その旨（食鳥検査員）を記載してください。

Q17. 海外で勤務しています。どう記載したらよいですか。

A17. 12月31日に日本国内に住民票がある方は、届出をする必要があります。住民票のある都道府県のHP等で届出先を確認してください（参考 Q2）。

なお、12月31日に日本国内に住民票がない方は、今回は届け出る必要がありません。

Q18. 私は主婦（夫）です。どう記載したらよいですか。

A18. 「(9)業務の種類」は『VI』及び『iii』を選択してください。

Q19. 現在、アルバイト勤務です。どう記載したらよいですか。

A19. 正社員かアルバイト等かにかかわらず、「主たる職業」について回答をしてください。

Q20. 勤務先の規程に基づき、育児休業（病気療養等）を取得中です。どう記載したらよいですか。

A20. 主たる職業(9)～(13)の項目で休業中の勤務先について記載してください。

Q21. 定年後、特に仕事はしていません。どう記載したらよいですか。

A21. 「(9)業務の種類」は『VI』及び『iii』を選択してください